官報告示

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

福島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福島県外衣・シャツ製造業最低工賃（平成27年福島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成30年３月16日　　福島労働局長　島浦　幸夫

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　福島県の区域内で外衣製造業又はシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目		工程	金額
男子既製	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき　20円
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき　13円
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき　13円
		見返し星入れ	10センチメートルにつき　12円
		前身端星入れ	10センチメートルにつき　９円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき　16円
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき　17円
		肩裏まつり	10センチメートルにつき　15円
		背わき（わき裏）まつり	10センチメートルにつき　16円
		背鎖止め（本鎖のもの）	３センチメートルにつき　22円
		ベンツまつり	10センチメートルにつき　20円
		ベンツ止め（×印に限る）	１か所につき　６円
		背すそ奥まつり（背ぬきのものに限る）	10センチメートルにつき　13円
		前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき　11円
		小ボタンのボタン付け	１個につき　11円
洋服		糸くず取り	接着芯縫製のもの　１枚につき　27円
			毛芯縫製のもの　１枚につき　110円
	ズボン	腰裏まつり	10センチメートルにつき　12円
		腰裏かんぬき止め	１か所につき　５円
		小またちどり	10センチメートルにつき　37円
		天ぐまつり	３センチメートルにつき　５円
		前立てまつり	３センチメートルにつき　６円
		後中央まつり	３センチメートルにつき　７円
		小ボタンのボタン付け	１個につき　11円
		糸くず取り	１本につき　35円
婦人	上衣 スカート スラックス コート ワンピース ブラウス	そで裏まつり	10センチメートルにつき　15円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき　16円
		すそ奥まつり	10センチメートルにつき　10円
		ボタン付け　２つ穴のボタンを付けるもの	１個につき　９円
		ボタン付け　裏穴のボタンを付けるもの	１個につき　９円
		ボタン付け　４つ穴のボタンを付けるもの	１個につき　10円
		玉縁ボタンホール	１個につき　26円
		かぎホック付け	１組につき　20円
		スナップ付け	１組につき　20円
		糸ループ付け（本鎖のもの）	３センチメートルにつき　17円
		ベンツ止め（×印に限る）	１か所につき　６円
		鎖止め（本鎖のもの）	２センチメートルにつき　13円
		糸くず取り　上衣・裏なしのものについて行うもの	１枚につき　23円
		糸くず取り　上衣・総裏のものについて行うもの	１枚につき　15円
		糸くず取り　上衣・半裏のものについて行うもの	１枚につき　21円
		糸くず取り　スカート又はスラックスについて行うもの	１本につき　13円